

市・道民税のお知らせ

平成27年度の 主な改正点

- ①住宅借入金等特別控除の入居対象期間延長
- ②上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る軽減税率の特例措置の廃止
- ③非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設

1 住宅借入金等特別控除の適用となる入居対象期間が、4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日入居分）延長されました。入居した翌年度の市・道民税から適用となります。このうち、平成26年4月以降の入居者については、住宅の対価等の消費税率が8%または10%であった場合、控除限度額が136,500円に引き上げられます。

入居年月日	控除限度額
【改正前】 平成25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高 97,500円)
【改正後】 平成26年1月1日から 3月31日まで	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高 97,500円)
平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高 136,500円) 住宅の対価等の消費税率が5%であった場合は、改正前の控除限度額

2 上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る軽減税率の特例措置が、平成25年12月31日をもって廃止となり、平成26年1月1日以降に発生した譲渡所得等および配当所得の税率は下表のとおりとなります。

所得の生じる年月日	市民税	道民税
【特例措置の廃止前】 平成25年12月31日まで	1.8%	1.2%
【特例措置の廃止後】 平成26年1月1日から	3%	2%

3 平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となる制度（NISA）が創設されました。市・道民税は平成27年度から対象となります。

この非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

問合せ先 市税務課市民税グループ

事業主・経理担当の
皆さんへ

エルタックス

給与支払報告書などの提出にeLTAXの活用を!!

eLTAXは、地方税の申告や届け出などの手続きが、インターネットを利用して行うことができるシステムです。毎年1月31日までに、市に提出する給与支払報告書の提出にも利用でき、提出先が複数の自治体になる場合でも、一度にまとめて送信するだけで、自動的に各自治体に振り分けられて届くので、とても便利です。また、法人市民税や償却資産の申告もできます。

詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

問合せ先 (一社)地方税電子化協議会 ☎ 0570 - 081459

